



平成 29 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 住 友 ゴ ム 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 育 嗣
(コード番号 5110 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 河 野 隆 志
TEL 078-265-3000 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 3 月 29 日開催の第 125 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会の運営をより機動的に行うため、現行定款第 14 条に定める議長の選任要件を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 第 90 号) の施行により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことにともない、業務執行を行わない取締役および監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、また継続的に有用な人材を確保するため、現行定款第 26 条および第 33 条に定める責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。
なお、定款第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分が改正箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (議長) 第 1 4 条 取締役会長は株主総会の議長となる。 ② 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。	第 3 章 株主総会 (議長) 第 1 4 条 (現行どおり) ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定)</p> <p>第 2 6 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定)</p> <p>第 3 3 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める監査役の責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定)</p> <p>第 2 6 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定)</p> <p>第 3 3 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める監査役の責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 29 年 3 月 29 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 29 年 3 月 29 日 |

以 上